

吹田市市民公益活動団体届出制度運用要領

令和5年4月1日制定
令和5年10月6日最終改正

1 趣旨

この要領は、吹田市市民公益活動の促進に関する条例（平成14年吹田市条例第8号。以下「条例」という。）第10条第2項並びに吹田市市民公益活動の促進に関する条例施行規則（平成14年3月29日規則第11号）（以下「規則」という。）第2条及び第3条に定める市民公益活動の活動内容等の届出制度の運用について定めるものです。

2 定義

- (1) この要領において「市民公益活動」とは、条例第2条第1項に規定する「市民が自発的に行う営利を目的としない社会貢献活動」のことをいいます。
- (2) この要領において「市民公益活動団体」とは、条例第2条第2項に規定する「市民公益活動を行う者の団体であって、主として市内を活動地域とするもの」をいいます。
- (3) この要領において「届出団体」とは、市民公益活動団体のうち、条例第10条第2項並びに規則第2条及び第3条に定める市民公益活動団体の届出をした団体のことをいいます。

3 届出団体の情報の公表

市は、届出団体の情報を2年に1回発行する「吹田市公益活動団体ガイドブック」に掲載するとともに、随時、市民公益活動センター ラコルタ（以下「ラコルタ」という。）のホームページに情報を掲載します（地域諸団体の情報は除く）。また、市民からボランティア参加希望などの相談があった場合に、届出団体を紹介します。

4 届出の対象について

市民公益活動団体のうち以下の条件を満たす団体です。

- (1) 非営利・公益を目的に活動をする団体
 - ※ 営利目的でない限り、有償サービスを提供する団体も含まれます。
 - ※ 共益団体・互助団体の性格を持っている団体であっても、活動内容に着目し市民公益活動を行っている場合は、該当することもあります。
 - ※ 条例第2条の(1)から(3)の活動を行う団体、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体は該当しません。
- (2) 主として市内を活動地域とする団体（条例第2条第2項）
 - ※ 団体の所在地が吹田市内であるか、又は吹田市内での活動が活動の半分以上を占めているか、若しくは利用者（サービスの対象者）の多くが吹田市民である団体
- (3) 市民がオープンに活動や運営に参加しているか、又はボランティアの受入れが可能な団

体

(4) 任意団体（ボランティアグループ）、又は特定非営利活動法人などの公益法人である団体で、定款、規約、会則を制定しており、3人以上の役員がいる団体

※ 全国組織等の支部等での届出は出来ません。支部等で届出をするには独立した会則等が必要です。

5 届出の有効期間

届出以降の最初の吹田市公益活動団体ガイドブックの発行まで

2年に1度、吹田市公益活動団体ガイドブックの発行の際に実施する届出内容の確認調査に対して回答いただければ次のガイドブック発行時まで有効期間が延長されます。

6 届出の手続きについて

届出の書類は市民部市民自治推進室に提出してください。ラコルタの窓口にも提出していただくこともできます。

(1) 新規届出

新しく届出しようとする場合は、「市民公益活動届」（様式第1号又は第2号）及び「市民公益活動内容等届別紙」を提出してください（規則第2条）。

(2) 届出内容の変更

(1)により届出をした市民公益活動団体（以下「届出団体」という。）は、当該内容に変更があった場合は、「市民公益活動内容等変更届」（様式第3号）を提出してください（規則第3条第1項）。

(3) 届出の取り下げ

届出団体が解散しようとするとき、または、活動休止その他の理由により届出を取り下げる場合は、取下届（様式自由）を提出してください（規則第3条第2項）。

(4) 市による届出内容の確認

市長は、6（1）及び（2）に定める届出があった場合、提出書類等により届出制度に該当する団体かどうかを確認し、結果を団体に連絡します。

(5) 届出の削除

以下の場合、市は届出を削除します。

ア 6（3）による団体からの届出があった場合

イ 5の吹田市公益活動団体ガイドブックの発行の際に実施する届出内容の確認調査に回答がない場合

ウ 市が4に該当しない、その他団体が市民公益活動団体に該当しないと判断したとき

エ 虚偽の内容により届出をしたことが判明した場合

7 届出制度の性格

この届出制度は市が団体の公益性・専門性等を認定・保証するものではありません。そのため、市民公益活動団体の届出をした団体であっても「市から公益性を保証された団体」、「市民公益活動団体として市から認定された団体」等と称することはできません。

8 特記事項

吹田市立市民公益活動センター条例（平成 23 年 12 月 27 日条例第 32 号）第 4 条、並びに吹田市立市民公益活動センター条例施行規則（平成 24 年 1 月 16 日規則第 1 号）第 4 条第 2 項第 1 及び 2 号における市民公益活動団体は、この要領に定める届出団体とします。

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 6 日から施行する。

様式第1号（6（1）に規定する市民公益活動内容等届）

【様式第1号】

市民公益活動内容等届

年 月 日																									
吹田市長宛																									
ふりがな 団 体 名																									
団体の所在地 (〒)																									
ふりがな 代 表 者 氏 名																									
電話番号 ()																									
ファックス ()																									
メールアドレス																									
次のとおり市民公益活動の内容等を届け出ます。																									
活 動 の 目 的																									
活 動 の 区 分 (該当する番号に○をつけてください。主なものに◎をつけてください。)	<table border="0"> <tr> <td>1 保健、医療又は福祉の増進</td> <td>2 社会教育の推進</td> </tr> <tr> <td>3 まちづくりの推進</td> <td>4 観光の振興</td> </tr> <tr> <td>5 農山漁村又は中山間地域の振興</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興</td> <td>7 環境の保全</td> </tr> <tr> <td>8 災害救援</td> <td>9 地域安全</td> </tr> <tr> <td>10 人権の擁護又は平和の推進</td> <td>11 国際協力</td> </tr> <tr> <td>12 男女共同参画社会の形成の促進</td> <td>13 子どもの健全育成</td> </tr> <tr> <td>14 情報化社会の発展</td> <td>15 科学技術の振興</td> </tr> <tr> <td>16 経済活動の活性化</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 職業能力の開発・雇用機会の拡充支援</td> <td>18 消費者の保護</td> </tr> <tr> <td>19 1～18の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20 その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	1 保健、医療又は福祉の増進	2 社会教育の推進	3 まちづくりの推進	4 観光の振興	5 農山漁村又は中山間地域の振興		6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興	7 環境の保全	8 災害救援	9 地域安全	10 人権の擁護又は平和の推進	11 国際協力	12 男女共同参画社会の形成の促進	13 子どもの健全育成	14 情報化社会の発展	15 科学技術の振興	16 経済活動の活性化		17 職業能力の開発・雇用機会の拡充支援	18 消費者の保護	19 1～18の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助		20 その他 ()	
1 保健、医療又は福祉の増進	2 社会教育の推進																								
3 まちづくりの推進	4 観光の振興																								
5 農山漁村又は中山間地域の振興																									
6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興	7 環境の保全																								
8 災害救援	9 地域安全																								
10 人権の擁護又は平和の推進	11 国際協力																								
12 男女共同参画社会の形成の促進	13 子どもの健全育成																								
14 情報化社会の発展	15 科学技術の振興																								
16 経済活動の活性化																									
17 職業能力の開発・雇用機会の拡充支援	18 消費者の保護																								
19 1～18の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助																									
20 その他 ()																									
活 動 の 内 容 (できるだけ詳しく記入してください。)																									
ボランティア募集 (募集する場合のみ記入してください。)	活動場所	募集時期																							
	募集対象																								
	募集内容																								
そ の 他 の 事 項	団体設立年月日	年 月 日																							
	団体メンバー数	人 有給職員の有無 有 ・ 無																							

備考

- この届の内容は、公表します。
- 定款、規約、会則又はこれに準じるもの及び役員名簿（役員の住所の記載は市町村名まで。○町、○町口丁目等。○番○号は不要）。並びに活動計画書など団体の概要や活動が分かるものを添付してください。
- 吹田市では、サービス提供及びその向上を目的として個人情報を提供いただいております。提供された個人情報は、その目的以外の用途には利用いたしません。

様式第2号（6（1）に規定する市民公益活動内容等届）

【様式第2号】

市民公益活動内容等届（地域諸団体）

吹田市長宛		年 月 日	
		ふりがな 団 体 名	
		団体の所在地 (〒)	
		ふりがな 代表者氏名	
		電話番号 ()	
		ファックス ()	
		メールアドレス	
次のとおり市民公益活動の内容等を届け出ます。			
活 動 の 目 的			
活 動 の 区 分 (該当する番号に○をつけてください。主なものに◎をつけてください。)		1 保健、医療又は福祉の増進 2 社会教育の推進 3 まちづくりの推進 4 観光の振興 5 農山漁村又は中山間地域の振興 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興 7 環境の保全 8 災害救援 9 地域安全 10 人権の擁護又は平和の推進 11 国際協力 12 男女共同参画社会の形成の促進 13 子どもの健全育成 14 情報化社会の発展 15 科学技術の振興 16 経済活動の活性化 17 職業能力の開発・雇用機会の拡充支援 18 消費者の保護 19 1～18の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助 20 その他()	
活 動 の 内 容 (できるだけ詳しく記入してください。)			
ボランティア募集 (募集する場合のみ記入してください。)		活動場所	募集時期
		募集対象	
		募集内容	
そ の 他 の 事 項		団体設立年月日 年 月 日	
		団体メンバー数 人	有給職員の有無 有・無

備考

- 1 この届の内容は、公表します。
- 2 ~~定款、規約、会則又はこれに準じるもの及び役員名簿（役員の住所の記載は市町村名まで（○町、○町口丁目等。○番○号は不要）。並びに活動計画書など団体の概要や活動が分かるものを添付してください。~~
- 3 吹田市では、サービス提供及びその向上を目的として個人情報を提供いただいております。提供された個人情報は、その目的以外の用途には利用いたしません。

様式第3号（6（2）に規定する市民公益活動内容等変更届）

【様式第3号】

市民公益活動内容等変更届

吹田市長宛	年 月 日 ふりがな 団 体 名 _____ 団体の所在地 (〒 _____) _____ ふりがな 代表者氏名 _____ 電話番号 (_____) _____ ファックス (_____) _____ メールアドレス _____
次のとおり市民公益活動の内容等を変更したので届け出ます。	
変 更 事 項 (該当する番号を○ で囲んでください。)	1 団体の名称 2 団体の所在地 3 代表者氏名 4 活動内容 5 定款、規約、会則等 6 ボランティア募集 7 その他(_____)
変 更 内 容 (具体的に記入し てください。)	変 更 前
	変 更 後

希望される場合は、チェック☑をしてください。

既に提出している下記の申請・届について、この変更届の内容で変更をお願いします。

- 「吹田市公共施設予約・照会システム 利用者登録申請書」
- 「吹田市市民活動災害保障制度 市民活動団体届」

備考

- 1 この届の内容は、公表します。
- 2 定款、規約、会則等を変更したときは、変更後のものを添付してください。
- 3 吹田市では、サービス提供及びその向上を目的として個人情報を提供いただいております。提供された個人情報は、その目的以外の用途には利用いたしません。